

パパの育児・家事力アップ動画等作成事業実施業務委託仕様書

1 目的

「男性の育児参画」の推進を目的とした「みえの育児男子プロジェクト」の取組の一環として、妊娠・出産・子育て期の男性を対象に、男性が積極的に家事・育児に参画できるよう、標準的な家事・育児スキルの向上を図るため、家事・育児に関する具体的なスキル等を紹介する動画及びガイドブックを作成する。

なお、作成した動画及びガイドブックは市町に配布し、両親学級や子育て講座等で活用してもらうほか、県公式HP等で公開する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名 パパの育児・家事力アップ動画等作成事業実施業務

(2) 委託業務の実施期間 契約の日から令和6年2月16日(金)まで

(3) 委託業務の主な内容

- ・妊娠・出産・子育て期の男性を対象に、標準的な家事・育児スキルの向上を図るための動画を作成する。また、啓発用のチラシを作成する。

<動画仕様>1本あたり1分から2分程度、15本から20本作成

<印刷仕様>A4版、カラー 1,000部

- ・妊娠・出産・子育て期の男性を対象に、男性の家事・育児の参画の推進を目的として、日々の家事の具体的な内容や家事・育児スキル等の紹介などを上記の動画の内容とあわせてまとめたガイドブックを作成する。

<印刷仕様>A5版、12P、カラー 6,000部

3 委託業務内容

(1) 家事・育児にかかる動画、啓発チラシの作成

① 作成する動画の概要

- ・妊娠・出産・子育て期の男性を対象に、家事・育児に関する具体的なイメージやスキルを伝えるため、日々の家事の具体的な内容や家事・育児スキル等の紹介などを盛り込んだ動画を作成する。

・動画は、県における男性の育児参画の現状や、子育てを取り巻く環境の地域性や特性を踏まえた内容とする。

・動画は、市町が実施する両親学級や子育て講座等で活用を依頼するほか、三重県HPへの掲載を予定している。

② 再生時間及び作成本数

- ・動画再生時間は1本あたり1分から2分程度、動画作成本数は15本から20本を想定している。詳細については受諾者からの提案内容をもとに三重県と協議のうえ決定する。

③ 取材、撮影、および編集

- ・動画の作成にあたっては、動画の構成を受諾者からの提案内容をもとに三重県と協議のうえ、必要な取材、撮影を行うこと。また、内容については、対象者の家事・育児への理解が深まるとともに、家事・育児の方法等について、気軽に閲覧・実践しようと思えるデ

ザインとする。

- ・映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集作成を行い、完成までに複数回の内容及び修正指示の機会を設けること。詳細については受諾者からの提案内容をもとに三重県と協議のうえ決定する。
- ・BGM や動画素材、画像等の素材を使用する際には、著作権等の問題が発生しないようにすること。

④ 啓発チラシ制作

- ・男性の家事や育児などの様子や子どもとふれあう男性の写真等をデザインし、下記のとおり作成すること。(送付は県が行う)

【印刷仕様】

- ・サイズ等 A4版片面・四色刷り
- ・作成部数 1,000部
- ・校正 2回

【納品方法】

50部ずつ梱包のうえ納品することとし、詳細については県と別途協議のうえ決定すること。

【内容】

妊娠・出産・子育て期の男性やその配偶者等の興味・関心を引き、家事・育児の方法等について、気軽に閲覧しようと思えるデザインとする。

⑤ その他

- ・撮影や編集・制作にかかる一切の費用(機材調達費、交通費、宿泊費、出演料等)はすべて委託料に含むこと。
- ・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。

(2) 男性の家事・育児ガイドブックの作成

① 作成するガイドブックの概要

- ・妊娠・出産・子育て期の男性を対象に、男性の家事・育児の参画の推進を図ることを目的として、日々の家事の具体的な内容や家事・育児スキル等の紹介などを上記の動画の内容とあわせてまとめたガイドブックを作成すること。

② 作成内容

- ・ガイドブックの作成にあたっては、対象者に対して明瞭で内容で示されたスキル等を実践したくなるような内容・デザインとなるよう、企画・デザインを行うこと。
- ・内容については日々の家事の具体的な内容や家事・育児スキル等の紹介などを上記の動画の内容とあわせたものであること。詳細については三重県と協議のうえ決定することとする。

③印刷仕様

- ・サイズ等 A5版 4色刷り
- ・作成部数 6,000部
- ・校正 複数回

4 契約条件

(1) 委託業務名 パパの育児・家事力アップ動画等作成事業実施業務

(2) 委託期間 契約日から令和6年2月16日(金)まで

(3) 成果品

①動画コンテンツ

- ・USBメモリ、DVD等の外部記録媒体にて納品すること。
- ・ファイル形式等詳細については、三重県と協議のうえ決定することとする

②動画コンテンツ啓発チラシ

- ・1,000部
- ・デジタルデータとして、「PDFデータ」をUSBメモリ等の外部記録媒体にて納品すること。
- ・50部ずつ帯封し、段ボール箱で梱包し納品すること。

③ガイドブック

- ・6,000部
- ・デジタルデータとして、「PDFデータ」をUSBメモリ等の外部記録媒体にて納品すること。
- ・100部ずつ帯封し、段ボール箱で梱包し納品すること。
- ・本事業における印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和5年度環境物品等の調達方針 3役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は「国基準等を準用」しているの、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。

(参考)

「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」

三重県ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

グリーン購入法.net

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(4) 校正 (3)の各成果品の作成にあたっては適宜校正を行うこととし、事前に原案提出期限などの作業日程を県と協議のうえ決定する。

(5) 履行場所 三重県子ども・福祉部 少子化対策課(津市広明町13番地)他

(6) 納入期限 令和6年1月31日(水)

(7) 検査日時 納入期限以降で別途指示する。

5 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しく

は申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額とし、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が (1) のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じてユニバーサルデザインの観点でデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

1 2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当：糟谷

Tel : 059-224-2057 FAX : 059-224-2270 E-mail : shoshika@pref.mie.lg.jp